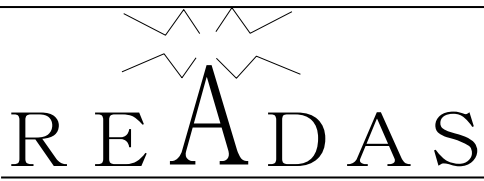


第 6091 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 11月 28日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ お歳暮の購入に係る費用

**Q**：お歳暮の季節になりました。今年は、経費を削減して、1件当たり3,000円までのものにしようと思っています。このような少額なものでも交際費として処理が必要ですか？

**A**：金額の多寡に関係なく、交際費となります。

### 【解説】

「交際費」というものは、取引先との親睦を深め、その歓心を買うことによって取引関係の円滑化を図り、ひいては収益の拡大をはかることを目的として支出するものですから、企業会計では、当然に費用として取り扱われます。

しかしながら、法人税では、交際費等の中には冗費的支出も多く、これを全て損金として認めると、不必要な費用を国が補助する結果になるということから、昭和29年に交際費課税が制定され、交際費等に一定の限度額が設けられ、その限度額を超える金額については損金の額に算入しないこととされています。

この場合の交際費には、得意先、仕入先等法人の利害関係者の歓心を買うために行う接待、供応、慰安、贈答等に関連して支出する一切の費用が含まれますから、「お歳暮」のように、明らかに取引先に対する贈答を目的として支出する費用については、たとえ少額のものであっても、全額を交際費として処理しなければなりません。

